

発議第 2 号

三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年3月6日 提出

三宅町議会議長 植村 ケイ子 殿

三宅町議会議員

提出者 森内 哲也 

賛同者 松本 健 

賛同者 辰巳 光則 

三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町議会委員会条例（平成元年１２月１９日三宅町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「総務建設常任委員会 ５人」を「総務建設常任委員会 １０人」に改め、同条第２号中「福祉文教常任委員会 ５人」を「福祉文教常任委員会 １０人」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成３０年４月１日より施行する。

（経過措置）

- ２ この条例の施行にかかわらず、三宅町議会委員会条例第２条の規定による常任委員会の委員の定数は、次の常任委員の選任までの間、なお従前の例による。
- ３ この条例による改正後の三宅町議会委員会条例第２条の規定による常任委員会の委員定数の増に伴い、新たに選任される常任委員会の委員の最初の任期は、現常任委員の任期満了の日とする。

三宅町議会委員会条例(平成元年条例第23号)新旧対照表

改正後（案）	現行
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1） 総務建設常任委員会 10人 行政一般、財政並びに道路、河川、住宅その他建設一般、農林業、商工業、その他産業、労働に関すること及び他の委員会に属しない事項 （2） 福祉文教常任委員会 10人 社会福祉、保健衛生、公害その他一般並びに教育委員会の所管に属する事項	（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1） 総務建設常任委員会 5人 行政一般、財政並びに道路、河川、住宅その他建設一般、農林業、商工業、その他産業、労働に関すること及び他の委員会に属しない事項 （2） 福祉文教常任委員会 5人 社会福祉、保健衛生、公害その他一般並びに教育委員会の所管に属する事項